



5月は消費者月間です

〈 令和3年度消費者月間統一テーマ 〉
“消費”で築く新しい日常



新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、マスクを始めとする生活用品の買い占め、買いだめなどが発生しました。また、誤った風説や心理的に不安定な状態となっている消費者に付け込む悪質商法等により、合理的でない消費行動や新たな消費者被害が発生しています。

このような現状を踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、自分のことだけでなく社会全体のことを考えた消費行動が求められています。

消費者一人一人が「新しい日常」において、より良い消費行動について考え、社会情勢の変化に適切に対応することができるきっかけとなるよう令和3年度の消費者月間においては、上記の統一テーマを掲げます。

※「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

置賜総合支庁1階ロビーでは、5月1日（土）～5月14日（金）の期間中に悪質商法や多重債務に関するパネルの展示を行いますので、ぜひご覧ください。

消費者ホットライン 188 とは？

『消費者ホットライン188』は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を紹介することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

全国どこからでも3桁の電話番号「188（局番なし）」でつながります。専門の相談員がトラブル解決を支援しますので、ぜひご相談ください。



消費者庁
消費者ホットライン188イメージキャラクター
「イヤヤン」

一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです。

困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）」までお電話を

『泣き寝入りは超いやや（188）！』で覚えてね



生活安全情報

南陽警察署生活安全課から

最近、県内の複数の方に仮想通貨のビットコインを要求する詐欺のメールが届いています。

メールは、

- 貴方のパソコンをウイルスで乗っ取りました。
- アダルトサイトを閲覧している貴方の姿を盗撮しました。
- 盗撮した画像などを公開されたくなければ、16万円分のビットコインを払いなさい。



という内容のものです。

これは、嘘のメールで不安を煽り、お金を騙し取ろうとする手口です。

絶対に支払いはせず、警察に相談してください。



警察へのご相談は 「警察相談専用電話 #9110」 へ



犯罪や事故の発生には至っていないが、身近な不安を警察に話したい、緊急ではないが警察に対応してほしい、などの場合は、相談の総合的な窓口として開設している警察相談専用電話「#9110」をご利用ください。

山形県警察の場合、年中無休で24時間相談を受け付けており、平日の午前8時30分から午後5時15分までは、専門の相談員が対応するほか、警察内の専門部署をご紹介します場合があります。時間外や土日祝日は、当直員が対応します。

「110番」とはどう違うの？

「110番」は、今すぐ警察官に駆けつけてもらいたいような緊急の事件・事故などを受け付ける緊急通報用電話です。

緊急の対応を必要としない警察への相談は、「#9110」を利用してください。



“相談”は
#9110
まで

5月・6月の消費生活法律相談

5月13日(木) 13:30~15:30

6月10日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします



置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話: 0238-24-0999

FAX: 0238-26-6072